岩手県告示第24号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年12月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 和美建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市茂市第3地割150番地1
 - ウ 代表者の氏名 和美雅夫
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第8965号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月22日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年12月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社藤工
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市乙部5地割105番地
 - ウ 代表者の氏名 藤原正基
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第20203号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月9日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。